

〇一関工業高等専門学校新型コロナウイルス感染症に係る臨時措置規則

(令和2年4月30日制定)

(学則に係る臨時措置)

第1条 一関工業高等専門学校学則(以下「学則」という。)第14条第2項別表第2の専門科目「校外実習ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB・ⅢA・ⅢB」の備考に記載する「校外実習ⅠAまたはⅠBのいずれかを必ず履修修得すること」については、令和2年度から令和5年度までの間に第4学年及び第5学年に在学する学生には適用しない。

2 学則第47条第1項別表第4の「インターンシップⅠ」及び「インターンシップⅡ」の備考に記載する「どちらか1科目修得すること」については、令和2年度から令和5年度までの間に在学する専攻科生には適用しない。

(評価等に係る臨時措置)

第2条 一関工業高等専門学校の学業成績の評価並びに学年の課程の修了、進級及び卒業の認定に関する規則第15条第2項第三号別表1の「4学年」の「累計修得単位数128単位以上」とあるのは、令和2年度から令和5年度までの間に第4学年に在学する学生については「累計修得単位数 127単位以上」と読み替える。

(校外実習に係る臨時措置)

第3条 一関工業高等専門学校校外実習に関する規則第2条次表の備考に記載する「いずれかを必ず履修修得すること。」については、令和2年度から令和5年度までの間に第4学年及び第5学年に在学する学生には適用しない。

附 則 (令和2年4月30日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(臨時措置の期間)

2 この規則は、令和2年度に在学する第4学年、第5学年及び専攻科生が在学しなくなるまでの間適用する。

附 則 (令和3年3月4日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(臨時措置の期間)

2 この規則は、令和2年度及び令和3年度に在学する第4学年、第5学年及び専攻科生が在学しなくなるまでの間適用する。

附 則 (令和4年3月3日規則第23号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(臨時措置の期間)

2 この規則は、令和2年度、令和3年度及び令和4年度に在学する第4学年、第5学年及び専攻科生が在学しなくなるまでの間適用する。

附 則（令和5年3月3日規則第33号）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（臨時措置の期間）

2 この規則は、令和2年度から令和5年度までの間に第4学年、第5学年及び専攻科に在学した学生が在学しなくなるまでの間適用する。